

平成30年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
H30	4	19	兵庫県知事 (1)第7470号	株式会社親和	兵庫県	淡路市	指示	—	専任取引士が7.5か月に渡り不在であったことが判明した。このことは法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
H30	7	13	兵庫県知事 (2)第401416号	エスライン株式会社	兵庫県	姫路市	免許取消	—	代表者が法第5条第1項第3号に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第1号に該当する。
H30	7	31	兵庫県知事 (4)第10444号	株式会社神戸土地建物	兵庫県	神戸市	免許取消	—	役員が法第5条第1項第7号に該当する者であることが判明した。このことは法第66条第1項第3号に該当する。